**令和7年度**

**長崎市平和の新しい伝え方**

**応援事業費補助金**

**募集要項**

募集締切

事前相談

**令和7年4月８日（火）から5月9日（金）17：30まで**

　　　※具体的な提案事業の内容、必要経費、申請書の記載内容の確認のため、上記期間に事前相談を行ってください。

　　　 ※補助金についてのお問い合わせは随時受け付けています。

提出期限

**令和７年5月16日（金）17：30まで**【必着】

プレゼンテーション審査会

　日時　**令和7年5月31日（土）（予備日：6月1日（日））**

【お問い合わせ】

長崎市原爆被爆対策部平和推進課　瀧下・豊

所在：〒852-8117　長崎市平野町7-8

長崎原爆資料館内

TEL：095-844-9923　FAX：095-846-5170

E-mail：heiwa@city.nagasaki.lg.jp

【　目　次　】

1　事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ1

2　応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ1

3　対象となる事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ1

4　対象となる事業の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ2

5　応募の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ3

6　補助金の対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ3

7　補助金の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ4

8　事業規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ4

9　補助対象事業の事前相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ5

10　補助対象事業の申請に係る書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ5

11　申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ5

12　選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ6

13　補助金の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ8

14　事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ8

15　実績報告及び精算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ8

16　スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ9

17　情報公開、個人情報の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ10

18　令和6年度選定事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11

19　申請書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ13

**1　事業の目的**

ロシアによるウクライナ侵攻から3年が経過し、核兵器が使われてしまうのではないかとの危機感が一層高まる中で、昨年末に日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しました。これは、思い出すのも辛い自らの痛ましい体験を語り、長年にわたり核兵器廃絶を訴え続けた功績が世界に認められた証です。

この受賞を受け、「核兵器が人間に何をもたらすのか」という被爆の実相に、世界の関心が高まっています。

おりしも、今年は被爆80年の節目の年です。遠い昔の出来事と捉えられがちな原爆や核兵器の問題について、世代や国境を越えて多くの人に伝えるために、従来とは異なる新たな発想で、時代に応じた平和の新しい伝え方の取組みを募集します。

選定された事業には、「長崎市平和の新しい伝え方応援事業費補助金」を交付します。

**2　応募資格**

1. 日本国内在住の個人
2. 日本国内に事業所を有する法人または任意団体

※高校生以下でもご応募できます

**3　対象となる事業**

新たな発想で、時代に応じた平和の新しい伝え方に取り組む事業（※）

【参考】Ｐ.11「18　令和6年度選定事業」

自ら企画・運営し、実施するもので、後に広くアイデアや成果物等を活用できる事業が対象です。

（※）次のいずれかに該当する事業が対象となります。

⑴　被爆の実相の新しい伝え方に取組む事業

⑵　核兵器廃絶の新しい伝え方に取組む事業

⑶ 核兵器禁止条約の分かりやすい伝え方に取組む事業

ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業となりません。

⑴　営利を目的とした事業

⑵　特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業

⑶　政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められる事業

⑷　公の秩序を乱し、又はそのおそれがある事業

⑸　法令等に違反又はそのおそれがある事業

⑹　暴力団又は暴力団員若しくはこれらと関係を有するものが関与しているもの

**＜必要な視点＞**

・被爆の実相、核兵器廃絶または核兵器禁止条約のことを知らない人、あまり興味のない人にも分かりやすく伝える事業か。

・新たな発想や手法等を用いて、多くの人、とくに子どもや若者、働く世代、子育て世代に届く、時代に応じた伝え方であるか。

・独自のアイデア・工夫・視点が盛り込まれた事業か。

・その発想や手段等を活用して、今後、さらに多くの人に広がることが期待される事業か。

・実現可能で、無理のない事業計画か。

　※詳しくはP.7の審査項目及び採点表をご覧ください。

**4　対象となる事業の期間**

**交付決定日**から**令和8年３月31日**までに完了する事業が対象となります。

（審査結果の通知は令和7年6月上旬を予定しています）

　※補助事業選定後に申請する「長崎市平和の新しい伝え方応援事業費補助金交付申請書」に基づく「補助金等交付決定通知書」に記載された交付決定の日付以降の支出のみが対象となります。

**5　応募の条件**

以下のすべてを満たすことを条件となります。

1. 本事業により作成した成果物（動画、冊子等）は、第三者の特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等（以下「財産権等」という。）を侵害しないものとし、申請者の責任及び費用負担にて適切に対応すること。なお、第三者から権利侵害に関する申し入れ等があった場合は、申請者が全ての責任を負うこと。

⑵　本事業により作成した成果物などで財産権等が発生した場合、長崎市又は第三者が無償で利用することについて同意すること。また、この場合において本事業に関する財産権等を行使しないこと。

⑶　本事業により作成した成果物等で財産権等が発生しない発想や手段等についても長崎市又は第三者が無償で利用することについて同意すること。

⑷　事業の実施に当たっては関係法令を遵守すること。また、行政機関や権利者等への許可届出等が必要な場合は、申請者の責任において遺漏なきよう行うこと。

**6　補助金の対象経費**

⑴　対象となる経費

補助対象事業に要する経費のうち、補助の対象となる経費の主なものは次の表のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | |
| 賃金 | 事業実施のために臨時的に雇用したスタッフ等の人件費 |
| 報償費（外部講師等） | 出演者への謝礼、外部のボランティアに対する謝礼等 |
| 旅費（外部講師等） | 出演者の旅費及び宿泊費、事業の準備及び実施のために現地に赴く場合の旅費（原則実費とする。）等 |
| 需用費 | 文具等の消耗品費、チラシ、パンフレット作成等の印刷製本費、資材等の材料費、ガソリン等の燃料費等 |
| 役務費 | 葉書、切手、小包等の通信運搬費、損害保険料、振込手数料等 |
| 委託料 | 看板作成・設置費、会場設営費等 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、機材及び車両の借上げ料等 |
| その他の経費 | 上記以外の経費で、特に必要と認められる経費  ※上記以外の経費が必要となる場合は、必ず事前にご相談ください |

⑵　対象とならない経費

　　補助対象とならない経費は下記の通りです。下表は例示ですので、他にも認められない経費となる場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象外経費 | |
| 資産の取得に要する経費 | 家具（机、椅子）、事務用機器（パソコン、複写機、電話）等  ※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた資産の取得に要する経費 |
| 補助対象者の事務所等を維持するための経費 | 家賃、光熱水費、修繕費等 |
| 補助対象者の経常的な活動に要する経費 | 加入団体の負担金等 |
| 補助対象者の構成員等による会合の飲食代 | 会議等の茶菓代、懇親会等 |
| 補助対象者の構成員等に対する人件費及び謝礼金等 | 手当、アルバイト賃金（事業実施のために雇用した者を除く。）等 |
| その他 | 出演者等に対しての手土産代、商品券等の金券購入代金、賞金、領収書等により使途を明確に証明することができない経費、社会通念上適切でないと認められる経費等 |

※消費税相当額について補助を受けた場合も、消費税の還付を受けた場合は、市に返還を要します。

　⑶　経費の区分

　　補助金の対象経費と他の経費は、明確に区分してください。

**7　補助金の額**

補助金は、予算の範囲内で交付し、その額は補助対象経費から当該事業にかかる収入の合計額を控除して得た額の全額としたうえで、1件あたり20万円を上限とします。

**8　事業規模**

　総額100万円（事業数５件程度）となります。

**9　補助対象事業の事前相談**

具体的な事業の内容、必要経費、申請書の記載内容の確認のため、4月８日（火）から5月9日（金）までの間に事前相談を行ってください。直接来館のほかオンライン形式や電話での対応も可能ですのでご相談ください。

なお、補助金についてのお問い合わせは随時受け付けています。

（連絡先）平和推進課　TEL：095-844-9923

**10　補助対象事業の申請に係る書類**

提出様式は、本市ホームページからダウンロードできます。

また、メール送信などもいたしますので、お気軽にご相談ください。

⑴　応募に必要な書類

　①長崎市平和の新しい伝え方応援事業計画書（第1号様式）

②長崎市平和の新しい伝え方応援事業収支予算書（第2号様式）

③法人等の定款、規約、会則等　※法人等の場合のみ

④役員、会員名簿　※団体の場合のみ

⑤法人等の活動内容がわかるもの（チラシ・パンフレット等）※法人等の場合のみ

⑥市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書（非営利活動団体や納税義務を負わない場合は不要）

⑦長崎市税の納付状況を確認することの同意書（長崎市在住の場合は不要）

⑧保護者の同意書（高校生以下の学生の場合）※任意様式

　　⑨担当者連絡先（後日、事業内容について聞き取りを行いますので、連絡先（携帯番号）、電子メールアドレスも併せてお知らせください。）

※提出書類は返却できませんので、必ずコピーを取っておいてください。

＜ホームページへのアクセス方法＞

　インターネット検索画面で、「平和の新しい伝え方」で検索

**11　申請方法**

　10の申請書類を揃え、平和推進課まで提出してください（持参、郵送、電子メールいずれも可）。※申請書類は、Ａ4サイズで1部をご提出ください。

1. 受付期間

令和7年4月８日（火）～　令和7年5月16日（金）

8：45～17：30（ただし、持参の場合は土曜日・日曜日・祝日は除く）

　　⑵　提出期限

　　　　令和7年5月16日（金）17：30【必着】

⑶　申請書類の提出先及び問合せ先等

　　　　申請書類の提出及び問合せは、平和推進課にお願いします。

　　　　〒852-8117　長崎市平野町7-8

　　　　長崎市平和推進課　担当　瀧下あて

　　　　電話（095）844-9923　FAX（095）846-5170

**12　選定**

1. 選定方法

応募要件を満たしている申請について、申請事業のプレゼンテーション（発表10分程度、質疑10分程度）を行い、審査会において選定基準に基づき審査し補助対象とする事業を選定します。

※応募件数により、プレゼンテーションの日程は変更になる場合があります。

※応募者が遠方など、対面形式によるプレゼンテーションが困難な場合には、プレゼンテーションをオンライン形式で行う場合があります。

【審査委員】　　　　　　　　　　　　　　　　　（委員の氏名は五十音順に記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 所属団体 | 委員氏名 |
| ノンブル | 河村　規子 |
| ピースバトン・ナガサキ | 調　仁美 |
| 一般社団法人トムテのおもちゃ箱 | 髙野　幸恵 |
| ナガサキ・ユース代表団 | 濱田　尚平 |
| 長崎大学核兵器廃絶研究センター | 吉田　文彦 |

・委員名の公表から審議結果を市長へ報告するまでの間、選考案件に関して、応募者が委員に接触することはできません。

・応募者が委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行った場合は、失格とすることがあります。

⑵　選定基準

　ア　採点方法及び採択の基準

　　　・評価点については、審査を行った審査委員の各審査項目における採点の平均点（少数点以下第1位未満四捨五入）の合計とする。

　　　・評価点が60点未満のものについては、交付対象外とする。

　　　・評価点の上位者から予算の範囲内（100万円）で交付対象事業を選定する。

　イ　審査項目及び採点表

(７0点)

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | | 採点にあたっての視点 | 採点 | | | | |
| 優れている | やや優れている | 普通である | やや  劣る | 劣る |
| 1企画の内容 | 創造性・独自性  （３０点） | ・新たな発想で、時代に応じた伝え方であるか  ・独自のアイデア・工夫・視点が盛り込まれているか | ３０ | ２４ | １８ | １２ | ６ |
| 効果性  （３０点） | ・多くの人に届く伝え方であるか  ・とくに、子どもや若者、働く世代、子育て世代に届くことが期待されるか | ３０ | ２４ | １８ | １２ | ６ |
| 明確性  （１０点） | 原爆や核兵器のことを知らない人にも分かりやすく伝わるか | １０ | ８ | ６ | ４ | ２ |
| 2　今後の展開  （２０点） | | 提案された発想に触発されたり影響されたりして、今後、さらに多くの人に広がることが期待される事業か | ２０ | １６ | １２ | ８ | ４ |
| 3　事業の実現性  （１０点） | | ・事業の計画が具体的か  ・実施体制が実現可能なものか  ・無理なく確実に事業を実施できるスケジュールとなっているか  ・経費の積算内容が適正か | １０ | ８ | ６ | ４ | ２ |
| （１００点） | | |  |  |  |  |  |

　⑶　採択の件数

　　予算の範囲内で、5件程度を予定しています（令和7年度予算額100万円）。

　　ただし、選定基準と照らし合わせて該当する事業がない場合は、結果として選定されない場合もあります。

　⑷　通知

　　申請事業の選定結果（採択または不採択）については、審査終了後、申請者に通知します。また、審査結果については、ホームページ等において公表します。

　⑸　事業実施主体

　　補助対象事業の実施にあたっては、原則として申請者を実施主体とします。

　　なお、実施までの段階で連携する個人・団体等が生じた場合は、担当課（平和推進課）と協議の上、実施主体に参画させることができます。

**13　補助金の交付**

　採択された補助対象団体に対して、まずは補助対象経費の3/4を概算払いで交付し、残額は実績報告終了後にお支払いします。

なお、事業実施に伴い、補助対象経費が減額した場合は、戻し入れが発生します。

**14　事業の実施**

　事業を実施する際で、パンフレット、チラシ、ポスター、看板等を製作する場合は、「平和の文化」ロゴを掲載のうえ、本補助金制度による助成を受けている旨を表示してください。

**＜記載例＞**「この事業は、『長崎市平和の新しい伝え方応援事業費補助金』の交付を受けて実施しています。」

「平和の文化」ロゴ

**15　実績報告及び精算**

補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日までのいずれか早い日までに「実績報告書」を提出してください。事業終了後、補助金の精算を行います。なお、補助額に余剰が生じた場合には返還していただくことになります。

1. 実績報告時の提出書類及び添付書類
   1. 事業完了報告書(第5号様式)
   2. 事業収支計算書（第4号様式）
   3. 領収書又はその写し(支出費目ごとの一覧表も作成すること)
   4. 事業に関するパンフレット、写真、チラシ等活動に関する資料
2. 補助金精算後の提出書類
3. 事業収支決算書

**16　スケジュール**

事前相談　　　　　　　　　　　　　 　令和7年4月８日～5月9日

・具体的な事業の内容、必要経費、申請書の記載内容の確認のため、令和7年4月８日（火）から5月9日（金）までの間に、事前相談を行ってください。直接来館のほか、オンライン形式や電話対応も可能ですのでご相談ください。

・補助金についてのお問い合わせは随時受け付けています。

募集締切(申請書類の提出及びヒアリング)　　　　　　　 令和7年5月16日

選定(審査会による「プレゼンテーション審査」)

令和7年5月31日または6月1日 (予定)

・長崎市新しい伝え方応援事業費補助金審査会（外部委員）において、選定基準に基づき、補助対象とする事業を選定します。

　　 ・この際、申請者にプレゼンテーションを行っていただきます。

なお、応募件数が多い場合は、プレゼンテーション前に書類審査・選定を行う場合があります。

　　 ・応募者が遠方の場合は、プレゼンテーションをオンライン形式で行う場合があります。

審査結果の通知　　　　　　　　　　 　　　　　　　　 令和7年6月上旬

　　　・選定結果を踏まえて補助対象事業を決定し、申請者へ結果をご連絡します。

交付申請⇒交付決定　　　　　　　　審査結果通知日から令和8年2月末までの間

　・補助対象事業について、交付申請を提出していただき、交付決定を行います。

※審査の結果、事業実施に際しての条件を付す場合がありますので、その際は対応方針を申請書類に記載していただくこととなります。

　　　・市からの交付決定通知があるまでは事業を開始することはできません。

補助対象事業の実施　　 　　　 交付決定日から令和8年3月31日までの間

補助金の交付 交付決定後速やかに

・交付決定額の3/4を概算払、残額は事業終了後にお支払いします。

中間ヒアリング 10月

・事業経過の中間報告（実施状況のヒアリング。終了時期が早い団体は適宜行

います）

実績の報告「事業完了後30日を経過した日」又は翌年度の4月5日のいずれか早い日

・事業完了後、実績報告書、収支決算書等を提出していただきます。

・期日は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は完了した日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日となります。

補助金の額の確定及び精算　　　　 補助金の額の確定後、10日以内に精算

補助金の残額の振込み　　　　 残額の振込み日で収支決算書の提出

　　・事業実施にあたり、既に概算で支払った額より補助対象経費が減額した場合は、戻し入れが発生します。

**17　情報公開、個人情報の取扱い**

　⑴　申請事業の内容等の公開

　　提出された書類、審査結果及び事業の成果等は情報公開の対象となります。

　　なお、審査結果については、ホームページ等において公表します。

　⑵　個人情報の取扱い

　　長崎市個人情報保護条例を遵守するものとし、補助事業で知り得た情報を他の者に漏らしてはいけません。

**18　令和6年度選定事業**

　令和6年度は、5つの事業を選定しました。

　審査会結果など、詳しくは「ながさきの平和」HPをご覧ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | **原爆写真展ユースボランティア** | **（審査会コメント）**  若い人がガイドボランティアを体験し、その体験を生かした企画展を実施するプロセスが新しい。次世代の語り部育成につながる伝え方だと思います。 |
| **（事業内容）**  原爆写真展のボランティアガイドを募集し、研修や活動を通して得た気づきをもとに、伝え方を工夫した被爆資料の企画展を行う。 |
| ２ | **「チンドン屋さん」を通して伝え広める長崎原爆と平和イベ**  **ントの開催** | **（審査会コメント）**  チンドン屋さんと平和の組み合わせは意外性もあり、新鮮さもある伝え方だと思います。地道にでも実績を重ねていただくことを期待します。 |
| **（事業内容）**  子どもから高齢者までの老若男女に対して「チンドン屋さん」をテーマにした紙芝居を通して、戦争や被爆の実相と平和の尊さを伝え広めるためのイベントを実施する。 |
| ３ | **長崎・市民平和熟議 ―心を開いた対話の場の創設―** | **（審査会コメント）**  平和をめぐる対話において熟議という言葉が注目されつつあるなかで、長崎の大学生を中心に熟議を通して平和を考える場になることが期待できます。若いファシリテーターが育ち、長崎の平和学習に貢献することも期待します。 |
| **（事業内容）**  「長崎から平和をどのように発信するか」をテーマとする長崎・市民平和熟議により、「心を開いた対話」を可能にし、各人の記憶の底に眠る「伝えられた被爆の実相」を火種として新たな平和の取組みにつなげる。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ４ | **PEACE FES ISAHAYA2024** | **（審査会コメント）**  平和賛成をキーワードに、被爆体験講話と平和をテーマにした音楽フェスを組み合わせて開催するところが新しい伝え方だと思います。世代を越えて原爆に関心のない世代の参加も期待できます。 |
| **（事業内容）**   |  | | --- | | 野外音楽フェスの形を取りながら、被爆者による体験講話や平和教育をテーマにアーティストとのトークセッションを行う。また平和活動に取り組む若い世代の活動紹介を行う。 | |
| ５ | **「平和活動をビジネスに」未来へつなげるドキュメンタリー**  **映像制作事業** | **（審査会コメント）**  平和活動をビジネス化することに尽力する若者を追ったドキュメンタリー作品の制作は新しく、これからの平和活動のあり方にも一石を投じる伝え方だと思います。 |
| **（事業内容）**  長崎県外及び海外に向けて、平和活動の継続・ビジネス化に取り組む人の活動を取り上げた、ドキュメンタリー映像を制作するもの。 |

第１号様式（第７条、第８条関係）

**記入例**

長崎市平和の新しい伝え方応援事業計画書

　　●年●月●日

（あて先）長崎市長

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | ○×○×事業 |
| 実施者 | 住所　長崎市○町△番□号  氏名　××サークル  　　　代表　平和　太郎  （団体の場合は、団体氏名及び代表者氏名）  連絡先　095-○○○-△△△△ |
| 事業実施期間 | ●年●月●日　～　●年●月●日  R6.6中旬（15日）以降の日付を記載してください。 |
| 目的 | ○○○（対象者）に対して、△△△を取組むことにより、×××に貢献することを目的とする。  次のことに留意して文章を作成してください。  ※審査項目として以下の点に着目します。  **原爆や核兵器のことを知らない人にも分かりやすく伝わるか** |
| 対象者 | 目的で記載した対象者を記載  提案事業対象者を明確に記載してください。  ※審査項目として以下の点に着目します。  **・多くの人に届く伝え方であるか**  **・とくに、子どもや若者、働く世代、子育て世代に届くことが期待されるか** |
| 予定数  （参加者、件数等） | 参加者●人、発行部数●●部  イベント等の場合は参加者数、印刷物等の場合は発行部数を記載してください。 |
| 該当するテーマと  その理由  （該当番号に○）  ※複数可 | １　被爆の実相の新しい伝え方を行う事業  ２　核兵器廃絶の新しい伝え方を行う事業  ３　核兵器禁止条約を分かりやすく伝える事業  （理由）  　提案事業の中でテーマに該当する点を記載 |
| 事業の内容等 | （事業の具体的な内容）  次のことに留意して文章を作成してください。  ※審査項目として以下の点に着目します。  **・事業の計画が具体的か**  **・無理なく確実に事業を実施できるスケジュールとなっているか** |
| **（提案事業の中で「新しい伝え方」とはどの点か記載してください）**  次のことに留意して文章を作成してください。  ※審査項目として以下の点に着目します。  **・新たな発想で、時代に応じた伝え方であるか**  **・独自のアイデア・工夫・視点が盛り込まれているか** |
| （提案事業を、原爆や核兵器に関心がない人にも分かりやすく伝える工夫を記載してください） |
| 期待される効果 | （提案事業を、より多くの人に広める方法について記載してください）  次のことに留意して文章を作成してください。  ※審査項目として以下の点に着目します。  **提案された発想や手段等を活用して、今後、さらに多くの人に広がることが期待される事業か** |

第２号様式（第７条、第８条関係）

**記入例**

　　●年●月●日

長崎市平和の新しい伝え方応援事業収支予算書

（あて先）長崎市長

住所　長崎市○町△番□号

氏名　××サークル

　　　理事長　平和　太郎

（団体の場合は、団体氏名及び代表者氏名）

１　収入内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 金額（円） | 内訳（積算根拠） | 備考 |
| ①入場料等当該事業に係る収入 | 10,000 | 参加費＠100×100人 |  |
| ②自主財源  （会費、会員からの寄付等団体内での収入、自己負担等） | 80,000 | 会費、寄付 | ＝⑦ ※⑥－①≦20万円の場合  ＝⑦＋(⑥-①-④) ※⑥－①>20万円の場合 |
| ③小計 | 90,000 |  |  |
| ④市補助金 | 145,000 | ＝⑥－①　※上限20万円 |  |
| ⑤収入合計（③+④） | 235,000 |  |  |

２　支出内訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | | 金額（円） | 内訳（積算根拠） | 備考 |
| 補助対象経費 | 賃金 | 0 |  |  |
| 報償費 | 10,000 | 外部講師＠5,000×2人 |  |
| 旅費 | 0 |  |  |
| 需要費 | 100,000 | 文具代  印刷製本費（400部） |  |
| 役務費 | 20,000 | 切手、葉書代 |  |
| 委託料 | 0 |  |  |
| 使用料及び賃借料 | 25,000 | 会場借上料＠20,000  会場設備借上料＠5,000 |  |
| ⑥小　計 | 155,000 |  |  |
| 補助対象外経費 | 備品 | 77,000 | カメラ＠10,000  パソコン＠67,000 |  |
| スタッフ弁当代 | 3,000 | ＠500×6個 |  |
| ⑦小　計 | 80,000 |  |  |
| 合　　計（⑥+⑦） | | 235,000 | ＝⑤ 収入合計（③＋④） |  |